

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	地方税法等に基づく県税の賦課徴収・調査に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

香川県は、県税の賦課徴収・調査に関する事務を行うための税務システムにおける特定個人情報ファイルを取り扱うに際し、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・香川県は県税の賦課徴収・調査に関する事務を行うために「税務システム」を使用している。「税務システム」内で他のシステムとのアクセス制御を行った「個人番号保管システム」において特定個人情報ファイルを取扱う。
・税務システムに係る運用業務を外部業者に委託しているが、個人情報の取扱いについては、香川県情報セキュリティポリシーに基づき委託仕様書に記し契約しているほか、香川県個人情報保護条例及び「個人情報取扱特記事項」(香川県情報セキュリティポリシーに則ったもの)を遵守するよう契約書に明記している。

評価実施機関名

香川県知事

公表日

令和1年10月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	県税の賦課徴収・調査に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち県税の賦課徴収・調査に関する事務であって主務省令(番号法内閣府・総務省令第5号(平成26年9月10日)第16条)で定める、地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務。具体的事務は以下の事務。</p> <ol style="list-style-type: none">納税者からの申告及び届出等による課税業務 (自動車二税、法人三税、個人事業税、不動産取得税、軽油引取税等)収納及び還付(充当)事務、納税証明書の交付、督促状(催告書)送付や滞納整理等を行う管理収納業務納税者の納税者情報及び課税場所情報等を管理する共通業務 <p>納税者からの申告・届出又は調査により課税(減額)し、納税通知書を送付するとともに、納税者が納付した税金を県の歳入として受け入れ、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付(充当)、納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促(催告)を行った後、滞納整理を行う。</p> <p>納税者情報を管理している共通業務においては、納税者の住所や名前等により名寄せを行い、より正確な課税及び管理収納業務を行う。 本県独自の納税者番号と個人番号を関連付ける個人番号保管システムにより、個人番号を利用する。(個人番号保管システムにより、情報提供ネットワーク等に対して情報照会を行い、納税者の特定・突合をする。)</p>
③システムの名称	税務システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 個人番号保管ファイル、2. 国税連携システム賦課徴収等情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の16の項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 個人番号保管ファイル：番号法第19条第7号 別表第二の28の項(提供を受ける側) 2. 国税連携システム賦課徴収等情報ファイル：番号法第19条第8号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	香川県総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	香川県総務部税務課 総務・課税グループ 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL:087-832-3065 香川県総務部広聴広報課県民室 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL:087-832-3061 各県民センター
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	香川県総務部税務課 総務・課税グループ 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL:087-832-3065

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年8月7日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

